

国民健康保険や後期高齢者医療保険は、病気やけがをした際に安心して医療を受けられるよう、加入者が保険料（税）を納め、互いに支え合う仕組みです。また、令和8年度から始まった「子ども・子育て支援金制度」は、こどもや子育て世帯を地域社会全体で支えることを目的に医療保険に加入するすべての世代や企業から支援金を集め、その資金を子育て施策の充実に使うも

ので、令和8年度からは、従来の医療保険の保険料（税）と併せて「子ども・子育て支援金」の負担もお願いすることになります。添田町の国民健康保険税率、後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。納税通知書は7月上旬に発送します。



令和8年度から始まった「子ども・子育て支援金制度」は、子育て家庭を支援する新たな取り組みです。児童手当の拡充や保育サービスの充実を通じて、こどもたちの未来を支える社会づくりを目指します。地域全体で子育てを支える環境を整え、次世代を支援します。

未来を支える「子ども・子育て支援金」新制度がスタート！

令和8年度の添田町国民健康保険税率

【表内の記載】改定前(令和7年度) ▶ 改定後(令和8年度)

区分	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割	賦課限度額
医療保険分	7.5% (改定なし)	24,900円 ▶ 25,400円	—	28,300円 (改定なし)	66万円 ▶ 67万円
後期高齢者支援金分	2.5% ▶ 2.6%	10,900円 (改定なし)	—	10,100円 (改定なし)	26万円 (改定なし)
介護納付金分	2.5% ▶ 2.23%	10,400円 ▶ 10,263円	—	8,500円 ▶ 7,933円	17万円 (改定なし)
子ども・子育て支援金分	0.27% (新設)	1,053円 (新設)	26円 (新設)	1,017円 (新設)	3万円 (新設)

▶ 保険税額の算定方法

4月から翌年3月までの1年度分を国保加入者の前年の所得などをもとに計算します。国保税は医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に令和8年度からは子ども・子育て支援金分が加わり、それぞれ所得割額・均等割額・平等割額の合計が年間の保険税となり、所得などに応じて軽減措置があります。

- ▶ **所得割**…(前年総所得額 - [基礎控除43万円]) × 税率
- ▶ **均等割**…加入者の人数 × 税額
- ▶ **平等割**…1世帯あたりの税額
- ▶ **18歳以上均等割**…18歳未満加入者の均等割額の軽減された金額を被保険者全員で負担
- ▶ **賦課限度額**…区分ごとに課税される税額の上限額

$$\text{※3 保険税(年額)} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{※4 介護納付金分} + \text{子ども・子育て支援金分}$$

※1 加入者ごとに計算します。
 ※2 合計所得金額が2,400万円を超えると異なります。
 ※3 年度途中での加入、脱退は月割りで計算します。
 ※4 40歳から64歳までの加入者に課税されます。

令和8年度の福岡県後期高齢者医療保険料率

【表内の記載】改定前(令和7年度) ▶ 改定後(令和8年度)

区分	均等割	所得割	賦課限度額
医療分	60,004円 ▶ 66,340円	11.83% ▶ 11.70%	80万円 ▶ 85万円
子ども・子育て支援金分	1,339円(新設)	0.25%(新設)	2.1万円(新設)

▶ 保険料額の算定方法

令和8年度から従来の「医療分」に「子ども・子育て支援金分」が加わり、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」をそれぞれ計算し、そ

の合計が保険料となり、所得などに応じて軽減措置があります。

$$\text{保険料(年額)} = \text{医療分} + \text{子ども・子育て支援金分}$$

保険料の試算は福岡県後期高齢者医療広域連合ホームページで

国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する問い合わせは
 役場住民課保険年金係(☎82-5966)

子ども・子育て支援金制度に関する問い合わせは
 子ども・子育て支援金制度コールセンター(☎0120-303-272)
 受付 日曜、祝日を除く9時～18時

「子ども・子育て支援金制度」の創設

「子ども・子育て支援金制度」は、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、子ども・子育て支援を強化するために創設されました。すべての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



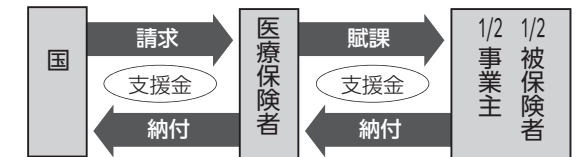
制度の詳細はこども家庭庁ホームページで確認ください→

特定財源としての仕組み

この支援金制度は、子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部を賄うための特定財源として、医療保険の加入者や事業主を含む全世帯・全経済主体により拠出されます。これにより、世代を超えて社会全体で子育て世帯を支える仕組みとなっています。

拠出方法

拠出は、医療保険料（税）と併せて、所得等に応じて求められます。支援金は所得に応じて拠出いただきますが、国民健康保険、後期高齢者医療保険では、低所得の人に対する保険料軽減措置を設けています。



※国民健康保険、後期高齢者医療保険は、被保険者のみが負担。

子育て世代以外を含む全員が負担

こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となります。こどもの育ちを支える支援金制度は、独身の人や高齢者などすべての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

子ども・子育て支援金制度で拡充される6つの事業

◎児童手当の拡充 (令和6年10月～)

所得によらず受給でき、支給期間も高校生年代まで延長しました

- ▷ 0歳～2歳 15,000円/月
- ▷ 3歳～高校生 10,000円/月
- ▷ 第3子以降 30,000円/月



◎妊婦のための支援給付 (令和7年4月～)

伴走型相談支援の面談と合わせて給付金を支給します

- ▷ 妊娠届出時 50,000円
- ▷ 妊娠後期以降 妊娠しているこどもの数 × 50,000円



◎育児時短就業給付 (令和7年4月～)

こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択し給与が減額になったとき、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します



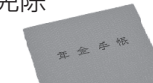
◎出生後休業支援給付 (令和7年4月～)

こどもの出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取得したとき、最大28日間、手取りの10割相当を支給します



◎国民年金保険料の免除 (令和8年10月分～)

国民年金の第1号被保険者を対象にこどもの1歳の誕生日の前月分までの育児期間中の国民年金保険料を免除します。免除には申請が必要です



◎こども誰でも通園制度 (令和8年4月～)

保育所に通っていない6か月から2歳までのこどもが、時間単位でひと月あたり10時間まで、柔軟に保育所が利用できます

